

社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 業務用自動車貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する車両（以下「車両」という。）を貸出し、社会福祉の向上と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(利用の目的)

第2条 車両の貸出を受けることができるもの（以下「利用者」という。）は、本市に居住し、次のいずれかの利用目的に該当するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とした行事・研修会・講演会に参加のための利用であること
- (2) ボランティア活動等の地域福祉の向上を目的とした活動であること
- (3) 高齢、疾病、心身障害その他これに付随する理由により、バス、タクシー、鉄道等の公共の交通機関を日常的に利用することが困難であること
- (4) 歩行器や車椅子等、歩行補助用具を使用しなければ移動が困難であること
- (5) その他、会長が特に必要と認めるもの

(車両の運転者)

第3条 前条の規定により利用する車両の運転者は、利用者において調整するものとし、次の要件をみたす者でなければならない。

- (1) 普通自動車運転免許取得後3年以上経過していること
- (2) 本会が加入する自動車保険の補償要件を満たしていること
- (3) 過去3年以内に交通事故並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）違反による処分を受けたことがなく、かつ過去1年以内に同法に違反したことがないこと
- (4) 事前に運転・車両取扱等の説明を受けること

(利用の申請)

第4条 利用者は、車両の使用にあたっては利用日の1ヶ月前から7日前までの間に、車両使用申請書（別紙 様式第1号）により本会に申し込むものとする。

(利用範囲・利用時間)

第5条 運行範囲は、原則として市内とする。

但し、第2条第1項第1号、同項第2号を目的とする場合県内を限度とし許可する場合がある。

- 2 利用の日は1日以内とし、利用時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 その他、会長が特に必要と認めるもの。

(車両の返還)

第6条 利用者は、予め申請した利用時間を遵守し、車両を利用時間内に返還しなければならない。

- 2 利用者は、車両を返還する場合適切に清掃を行い、報告書（別紙 様式第1号）を提出するものとする。

(利用の制限)

第7条 次に該当する場合、車両の貸出を行なわない。

- (1) 車両を営利、政治活動、宗教活動などの目的に使用する場合
- (2) 本会が車両の利用が適当でないと判断したとき

(経 費)

第8条 車両の利用料は無料とする。ただし有料道路料金及び駐車場料金等は利用者の負担とする。

(利用者の介助)

第9条 介助を必要とする利用者は、各自で介助者を確保し車両を使用するものとする。

(事故処理)

第10条 車両運行中に事故が発生したときは、直ちに負傷者の救護、警察への通報、届出、その他法令に定める措置をとるとともに、その状況を本会の事務局に速やかに報告しなければならない。

- 2 事務局職員は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに状況を調査し、その結果を会長に報告しなければならない。

(事故責任)

第11条 利用者は、本会に対し車両運行中に発生した事故に関する一切の責任を問うことはできない。

- 2 本会は、貸出した車両により発生した事故に係る損害については、本会が契約している自動車損害賠償責任保険及び任意保険（以下「保険」という。）により対応するものとする。
- 3 前項の保険で対応できない損害について、本会が被害者に賠償したときは、本会は、当該賠償した額の全部又は一部を利用者に求償することができる。
- 4 本会は、故意又は過失による車両の故障、損壊又は盗難について、利用者にその賠償を請求することができる。

(規程の遵守)

第12条 利用者、及び運転者は車両を借受けるについては、この要領を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要領は、平成20年4月1日より施行する。